

# 川越市特別職報酬の引上げについて

川

越

発行所 埼玉県川越市役所  
川越市元町一丁目二番地  
電話川越〇四九二(23)一四五〇代  
印刷所 小沢写真印刷工芸社

号外

11月14日

## 市民の皆さまのご理解とご協力を

川越市が十月一日から、特別職報酬の引上げを行なつた理由と経過につきましては、十月十日づけの市広報「川越」においてご説明申し上げましたが、十月三十日、これに反対の団体職員荻野末氏ほか八名のかたから、市長において一般市民の縦覧に供せられます)

いずれにいたしましても、本問題をめぐる誤解が意外に多いことに気づきましたので、市はここに改めて市民の皆さまにことの真相をくわしくご説明申し上げて、ご理解とご協力を願いすることにいたした次第であります。

### 一般職員の給与改定問題

#### 毎年忠実に守られている人事院勧告

川越市は一般職員に対ししては財政事情の好悪に関係なく昭和三十九年一月以降、毎年おりました関係上、最近では一般職員中にも助役や収入役を凌ぐ高給者が現われるといふ誠に不公正な事実がでてまいりました。しかも県や県内の二十数市ではこのよくな公正な事実のほかに貨幣価値の下落および市勢の伸張等、最近における著しい変動に鑑み、ここ一、二年ぐらいの間に軒並みに特別職の報酬引上げを行ないましたのでその結果といいたしまして、一、二年前までは特別職の報酬改革については川越市は県内二十数市に追い越されて最後も下表のような大きな開きを生ずるに至つたのであります。

このように特別職の報酬改定については川越市は県内二十数市に追い越されて最後に取り残されるまで忍耐強く自肅してまいりましたが、しかし最近では市勢も躍進し、

長いたしましては敢えて、市職組の要求がなくとも、一般職員の優遇については、法と財政の許す限度において常に最善をつくしつつあるものであります。しかしながら、市がこのような市職組の要求をうのみにすることは明かに地方公務員法や、政府の賃金政策に反する違法の措置となりますので、市長にしても市議会にしても、このようない（継続審査、または否決）に対する非難はあたることは当然であります。

したがいまして、市議会における本請願の取扱みにして欲しいと称して人事院勧告を上まるアップを市議会に請願しております。もとより、市議会に請願おります。

### 五年間も据置かれた市特別職報酬

#### そのため大きく開いた他市との格差

報酬改定前の他市との比較表				
カッコ内は39年1月1日当時の報酬単位万円	川越市	川口市	浦和市	大宮市
市長	(14.0) 14.3	(12.0) 20.0	(15.0) 20.0	(15.0) 20.0
助役	(10.4) 11.0	(11.0) 16.0	(12.0) 16.0	(11.5) 15.0
収入役	(8.8) 9.5	(9.5) 14.0	(11.0) 14.0	(10.5) 14.0
議長	(6.0) 6.0	(7.2) 10.0	(6.0) 10.0	(7.0) 9.0
副議長	(5.5) 5.5	(6.5) 8.5	(4.5) 8.5	(6.5) 8.5
議員	(5.0) 5.0	(6.0) 8.0	(4.0) 8.0	(6.0) 8.0

轄者であり報酬改定案の提案者である市長は、その責任上明治百年に当る昭和四十三年を期して是非実行したいと考え、先ず特別職報酬等審議会条例案を昨年十二月の定例市議会に提出いたしましたところ、自民党議員クラブを始め社会党、公明党および無所属の全議員が本市の特別職報酬を引き上げる必要性を認めて賛成し、きわめてスムーズに議決をみた次第であります。他市ではこのような問題はあるべく市民の目を避けて突如議会に提案して僅かに二三十分钟で議決するのが例であります。ですが、市長がこのように一年も前から正式に改定手続を始め長い日月をかけてその実現を図ることにしたのは、市議会に充分この問題を研究審議して貰いたいことと市民の皆さんにもご理解あるご批判を賜わりたいと考えたからであります。

### 審議会は自治事務次官通達に もとづく市長の諮問機関

公正に行なわれた委員の人選

他方、川越市特別職の報酬は昭和三十九年一月以来、殆んど未改定のまま据置かれておりました関係上、最近では一般職員中にも助役や収入役を凌ぐ高給者が現われるといふ誠に不公正な事実がでてまいりました。しかも県や県内の二十数市ではこのよくな公正な事実のほかに貨幣価値の下落および市勢の伸張等、最近における著しい変動に鑑み、ここ一、二年ぐらいの間に軒並みに特別職の報酬引上げを行ないましたのでその結果といいたしまして、一、二年前までは特別職の報酬がほぼ同水準であった県南三市と川越市とだけをくらべてみても下表のような大きな開きを生ずるに至つたのであります。

このように特別職の報酬改定については川越市は県内二十数市に追い越されて最後に取り残されるまで忍耐強く

が提案し、市議会が議決することに定められていましたが承知のとおりであります。しかし最近では昭和三十九年五月二十八日づけの自治事務官通達にもとづいて市長は先ず審議会を設置

市特別職の報酬改定は地方自治法によつて市長が提案し、市議会が議決することに定められていましたが承知のとおりであります。しかし最近では昭和三十九年五月二十八日づけの自治事務官通達にもとづいて市長は先ず審議会を設置

が同通達の内容の大要は

市特別職の報酬改定は地方自治法によつて市長

：裏面に続く

(一) 審議会の委員は区域内の公共的団体等の  
代表者、その他住民の中から必要のつど長  
が任命すること

(二) 特別職の報酬額を改定する場合は、審議  
会の意見を聞いて行なうこと

となつております。

このように本通達には公聴会を開いて参考人の意見を聞けとか、審議経過および答申理由を答申つけよ、などとは何も申しておりませんので審議会にはそうした義務はなく、ただ結論だけを答申すればよいものと解すべきであります。

既に述べましたように審議会条例がスムーズに制定をみましたので、市長は十名の委員の人選を慎重かつ公正に行ない、正式にその発令をみましたがでここに審議会は八月十七日、次のように立派な顔ぶれで成立了しました。(市が委員の発令をことさら秘密にした事実はありません)

会長 原 次郎氏(川越商工会議所会頭)

委員の人選は、全く自治事務次官の通達どおり公正に行なわれたものであります。

会長職務代理 石川弥左工門氏  
(川越市農協連絡議長)

委員員天沼照雄氏  
(川越市民生児童委員協議会長)

新井長治氏  
(川越市PTA連合会長)

杉田開作氏  
(全日本労働総同盟川越地区同盟会長)

鈴木一夫氏  
(川越青年会議所理事長)

橋村尚中氏(川越医師会長)

馬場和造氏  
(川越市自治協議会長)

藤井豊三氏  
(川越税務署管内税理士会長)

山根仲氏(川越市連合婦人会長)

市長十八万円(二五・六%増)

助役十五万円(三六・三%増)

収入役十三万円(三六・八%増)

議長七万五千円(二五%増)

副議長六万五千円(一八・一%増)

議員六万円(二〇%増)

## 審議会の答申

そこで市長は審議会に対し、市特別職報酬の改定額を白紙で諮問をいたしましたところ審議会は

八月十七日、第一回の会議を開いて協議した結果委員各人が本問題をよく研究する必要を認め、十日間の猶予期間を置くことを申し合わせ、第一回の会議を八月二十七日に開いて慎重審議した結果

委員各人が本問題をよく研究する必要を認め、十日間の猶予期間を置くことを申し合わせ、第一回の会議を八月二十七日に開いて慎重審議した結果

もつとも当時、市長は川越地区労からも委員を委嘱したいと考え、同地区労にその推せん方を依頼したのですが、ついに推せんは得られませんでした。いずれにいたしましても、審議会の

せんでした。いざなにいたしましても、審議会の

とする案を決定しれを市長に答申したのであります

## 県内22市の引上げ率は

市長平均47%、議員平均51・8%

ところで、川越市よりも先きに特別職の報酬を引上げた、

熊谷、川口、浦和、大宮、行田、秩父、所沢、

越谷、蕨

飯能、加須、本庄、東松山、岩槻、春日部、

狭山、羽生、鴻巣、深谷、上尾、与野、草加

など二十数市の引上げの幅を見ますに、市長報酬の引上げ率は最高八二・五%、最低九百余円であります。また議員報酬の引上げ率は最高二五%、最低二五%、平均五一・八%であり、金額にして最高四万円、最低八千円、平均一万五千三百余円であります。

そこで市長は三役の報酬額を答申どおりとし議員報酬については前に述べましたよ

う一部の報道は全くの誤報であります。されに市長は三役の報酬額を答申どおりが、この問題で県庁に呼ばれて叱られたといふに使った市長もあるようですが、しかし審議会は必要を認められて折角設置された機関でありますからその答申は少なくとも市長の意見と同程度の比重をもつて尊重せられるべきものと解します。他市には

市長十八万円、議員六万円で三三・三%も大切な改定後の新報酬額も表の示すように

決し、充分その精神を尊重したばかりでなく最も市の大局部的利益に合致するよう論理的に解釈されねばならないような事実はどこにもあります。従いましてことさらに審議会を市長および議員を含めて良心を疑われない根拠および理由は何もありませんがしかし審議会は必要を認められて折角設置さ

れられた機関でありますからその答申は少なくとも市長の意見と同程度の比重をもつて尊重せられるべきものと解します。他市には

市長十八万円